

(様式 1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	軽費老人ホームの設置許可		
根拠条例等の 名称・根拠条項	・ 社会福祉法第62条第2項		
所管部室課名	福祉部 福祉指導監査室		
審査基準	社会福祉法第 62 条第 4 項及び第 65 条第 1 項の規定による基準、並びに吹田市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の基準を満たした場合に設置許可を行う。		
標準処理期間等	申請受付後 30 日 ※ただし以下の期間は標準処理期間には含まない。 (1) 吹田市の休日に関する条例（平成 2 年 12 月 25 日条例第 24 号）に該当する市の休日 (2) 申請に不備がある場合の補正に要する期間 (3) 申請の途中で申請者が申請内容を変更するために要する期間 (4) 審査のために必要となった書類、資料を追加することとなった場合に要する期間		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関		
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日			

(様式 1)

「申請に対する処分」の審査基準・標準処理期間

許認可等の名称	軽費老人ホームの変更許可		
根拠条例等の 名称・根拠条項	・ 社会福祉法第63条第2項		
所管部室課名	福祉部 福祉指導監査室		
審査基準	社会福祉法第 62 条第 4 項及び第 65 条第 1 項の規定による基準、並びに吹田市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の基準を満たした場合に変更許可を行う。		
標準処理期間等	30 日		
内 訳		名 称	期 間
	処分機関		
	審議機関		
	経由機関		
	協議機関		
備考			
最近改正年月日			